

# 風景づくり計画

The Land Scape Plan of SETAGAYA CITY

平成27年4月世田谷区

# あいさつ

世田谷区には、武蔵野台地の上に広がる住宅地、豊かに流れる多摩川、多摩川から野川にそった斜面地の国分寺崖線のみどり、そして世田谷の原風景とも言える農の風景や歴史を感じさせる風景、賑わいのある風景など多様な風景があります。

区では、これまで様々な機会を通して区民、事業者の皆さんの参加を得て、風景づくりを進めてまいりました。

平成 11 年には、区民、事業者の皆さんと区が協働して、豊かな生活環境をつくりながら美しい都市の風景の形成を目指す「世田谷区風景づくり条例」を策定いたしました。

条例に基づく区民の自主的な風景づくり活動を推進する仕組みのひとつに、「地域風景資産」があります。地域で大切にしたい風景を「地域風景資産」として選定し、区民の手で守り、育て、つくる活動を支援してきました。平成 14 年度に第 1回の選定を行い、平成 19 年度に第 2 回、平成 25 年度に第 3 回の選定を行い、現在、区内には 86 箇所の地域風景資産があり、それぞれの場所で、風景づくりの種が芽生え、区民の方々の活動が広がっています。

平成 16 年には、「景観法」が策定され、地方自治体がこの法律を根拠に風景づくりを進めることができるようになりました。世田谷区は、平成 19 年 1 2 月に、東京都の市区町村では初の景観行政団体となり、また、「風景づくり計画」を策定し、平成 20 年 4 月より運用を図ってまいりました。

この度、区民の風景づくり活動の充実を図り、届出制度の活用などにより事業者の風景づくりへの理解・配慮を求め、地域特性にあったよりきめ細かな風景づくりを行うために、「風景づくり計画」を見直しました。

世田谷における風景づくりとは、地域の個性あふれる風景を守り、育て、つくることです。これまで培われてきた様々な風景づくりの取り組みを活かし、次世代を担う子どもたちが、世田谷に愛着と誇りを持てるような風景づくりを進めてまいります。

最後に、本計画の見直しにあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様、 熱心にご審議いただきました世田谷区風景づくり委員会の委員の方々に、心より御 礼申し上げます。

平成 27 年 3 月 世田谷区長 保坂展人

# . 世田谷の風景づくりの基本的な考え方

第1章 計画の主旨	1 - 1
1.計画策定の背景と目的	1 - 2
2 .『風景』と『風景づくり』	1 - 3
3.本計画の構成	1 - 4
4.世田谷の風景づくりの取り組み	1 - 6
第2章 世田谷の風景特性	2 - 1
1.世田谷の風景の成り立ち	2 - 2
2 . 世田谷の風景特性	2-6
第3章 風景づくりの理念・方向性	3 - 1
1 . 風景づくりの理念	3 - 2
2 . 取り組みの基本姿勢	3-2
3 . 風景づくりの方向性	3-3
景観法に基づく風景づくり	
第4章 建設行為等に関する風景づくり(届出制度)	4 - 1
第4章 建設行為等に関する風景づくり(届出制度)	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4 - 2
1 . 建設行為等における風景づくりの誘導	4 - 2 4 - 6
1 . 建設行為等における風景づくりの誘導	4 - 2 4 - 6 4 - 42
1 . 建設行為等における風景づくりの誘導	4-2 4-6 4-42 5-1
1 . 建設行為等における風景づくりの誘導 2 . 風景づくりの方針・基準など 3 . 建設行為等の届出 第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木	4-2 4-6 4-42 5-1
<ol> <li>2. 風景づくりの方針・基準など 3. 建設行為等の届出</li> <li>第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木 1. 制度の趣旨</li> </ol>	4-24-65-15-2
1.建設行為等における風景づくりの誘導         2.風景づくりの方針・基準など         3.建設行為等の届出         第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木         1.制度の趣旨         2.制度の概要	4-24-65-15-26-1
<ol> <li>2.風景づくりの方針・基準など</li> <li>3.建設行為等の届出</li> <li>第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木</li> <li>1.制度の趣旨</li> <li>2.制度の概要</li> <li>第6章 景観重要公共施設に関する事項</li> </ol>	4 - 24 - 65 - 15 - 26 - 1
1.建設行為等における風景づくりの誘導         2.風景づくりの方針・基準など         3.建設行為等の届出         第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木         1.制度の趣旨         2.制度の概要         第6章 景観重要公共施設に関する事項         1.制度の概要	4-24-65-15-26-16-2
<ol> <li>建設行為等における風景づくりの誘導</li> <li>風景づくりの方針・基準など</li> <li>建設行為等の届出</li> <li>第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木</li> <li>制度の趣旨</li> <li>制度の概要</li> <li>第6章 景観重要公共施設に関する事項</li> <li>制度の概要</li> <li>第7章 屋外広告物の表示に関する事項</li> </ol>	4-24-65-15-26-16-27-1

条例等に基づく風景づくり	
第8章 公共施設における風景づくり …	8-1
1.公共施設における風景づくりの考えフ	\$-28
2 . 公共施設の整備に関する指針	8-2
第9章 協働による風景づくり	9 - 1
1 . 協働による風景づくりの推進	9-2
2 . 風景づくりの普及・啓発	9-6
風景づくりの推進体制	
第 10 章 風景づくりの推進体制	
1 . 風景づくりの推進体制	10-2
関連資料	
1 . 風景づくり資源図(別刷)	
2 . 風景特性基準の対象	
(1)まとまったみどり基準	(2)河川基準
(3)緑道基準	(4)歴史的資産基準
(5)農の風景基準	(6)拠点基準
(7)幹線道路基準	(8)世田谷線沿線基準
3.地域風景資産、界わい宣言一覧	
(1)地域風景資産	
(2)界わい宣言	
参考資料	参考資料-1
1.用途地域図	
2.色彩について	
3.風景づくり計画見直しの検討経過	
4.風景づくり委員会名簿	
5.用語集	



世田谷の風景づくりの基本的な考え方

# 第1章 計画の主旨

1	. 計画策定の背景と目的1-2
2	.『風景』と『風景づくり』1-3
3	. 本計画の構成1-4
	<ul><li>(1)風景づくり計画の位置づけ</li><li>(2)計画の全体構成</li><li>(3)計画の期間</li><li>(4)対象区域</li></ul>
4	. 世田谷の風景づくりの取り組み1-6
	<ul><li>(1)世田谷の風景づくりのあゆみ</li><li>(2)風景づくりの枠組み</li></ul>

第1章は、計画の主旨として本計画の全体的な枠組みを示します。 まず本計画策定の背景と目的を明らかにし、言葉の定義を確認しま す。また、本計画の位置づけや計画の全体構成などを示すとともに、 これまでの世田谷における風景づくりの取り組みおよび風景づくり の方法を整理します。

# 1.計画策定の背景と目的

世田谷区は武蔵野台地の西南部に位置し、江戸や東京都心の近郊として発展してきました。その風景は豊かなみどりとみずの変化に富んだ地形に各時代の人々の生活が積み重なってできてきたものです。

とりわけ 1980 年代からは、都市デザインの先進自治体として公共事業と民間建築が連携し、 快適で特色のある住宅都市の風景を形成してきました。

このような風景づくりの取り組みを進める中「景観法」(平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号)の制定により、地方自治体によって法を根拠とした景観形成の推進が可能となりました。

区ではこれまでの取り組みをさらに推進していくために、平成 19 年 12 月に東京都の区市町村では初の景観行政団体となり「風景づくり計画」を策定し、平成 20 年 4 月より運用を行ってきました。

この度、平成25年9月に新たな世田谷区基本構想、平成26年3月に基本計画が策定されるとともに、世田谷区都市整備方針(第1部「都市整備の基本方針」)が改定されました。上位計画が改められる中、計画の策定から7年の運用実績や新たなニーズを踏まえ、本計画をさらに充実したものとすることを目的に見直しを行いました。

見直しにあたっては、これまでの計画内容を活かしながら、風景特性の再整理を行い、風景づくりの理念・方向性を明らかにしています。また、建設行為等における風景づくりについては、より地域の風景特性に応じた風景づくりを誘導するため、一般地域を詳細化し、風景特性基準を新たに設けます。その他、屋外広告物の表示や協働による風景づくりの考え方などを示します。

これらの見直しにより、区の風景づくりへの理解が更に深まるととともに、本計画の各施策を 総合的に運用することにより、世田谷の魅力をさらに高めることを目指します。

# 2.『風景』と『風景づくり』

世田谷区では、「景観」ではなく「風景」という言葉を使用しています。「風景」は、目に見える景色だけではなく、そこに生活する人々がつくりだすものであり、暮らしや営みなどの積み重ねによるという、これまで世田谷区で進めてきた街づくりの取り組みや議論を経る中で得られた考え方によるものです。

このことを踏まえ、本計画において「風景」および「風景づくり」を以下のように定義します。

『風景』とは

「風景」とは、風土と文化や歴史の表れであり、そこに生活する人々によって創造され、受け継がれてきたものです。それゆえ風景は、そこに生活する人々のまちへの愛着を深め、地域の個性や価値観を形成するものであり、そこに生活する人々の貴重な共有の財産です。

『風景づくり』とは

「風景づくり」とは、地域の個性あふれる世田谷らし い風景を、守り、育て、つくることです。

こうした風景づくりに取り組むことにより、みどりと みずに恵まれた良好な住宅都市として魅力や質をさら に高めていきます。

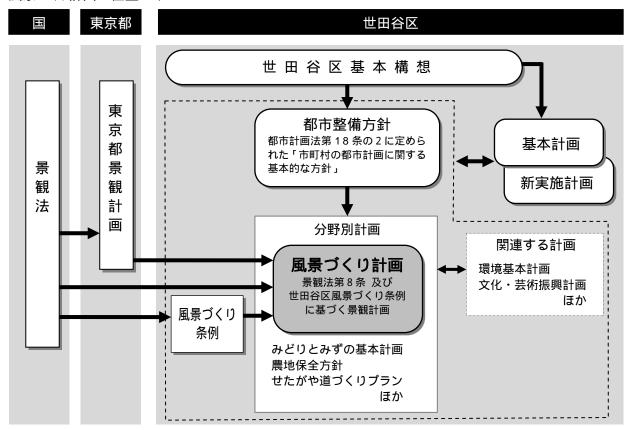
# 3.本計画の構成

#### (1)風景づくり計画の位置づけ

風景づくり計画は、世田谷区基本構想を具体化するための計画であり、世田谷区都市整備方針に基づく、分野別の計画として位置付けるとともに、基本計画と整合するものです。

また、本計画は景観法第8条及び世田谷区風景づくり条例に基づく景観計画として定め、世田谷区らしい風景づくりを総合的に推進していくための計画です。

#### 風景づくり計画の位置づけ



## (2)計画の全体構成

本計画は「 .世田谷の風景づくりの基本的な考え方」「 .景観法に基づく風景づくり」「 . 条例等に基づく風景づくり」「 . 風景づくりの推進体制」の4つの内容によって構成されています。

- 「 . 世田谷区の風景づくりの基本的な考え方」では、本計画の位置付けや全体構成等の計画の主旨や、世田谷の風景の特性を整理し、世田谷区の風景づくりの理念や方向性を示します。
- 「 . 景観法に基づく風景づくり」では、「 . 世田谷の風景づくりの基本的な考え方」に基づき、建設行為等における風景づくりの誘導を図るため、風景づくりの方針・基準を定めます。また、景観重要建造物や樹木、景観重要公共施設や屋外広告物の表示に関する事項など、景観法に基づく内容について示します。
- 「 . 条例等に基づく風景づくり」では、公共施設における風景づくりの考え方や協働による 風景づくりについて、これまで風景づくり条例に位置づけられていた内容や新たに取り組んでい く施策などについて、計画に位置付けます。

「 . 風景づくりの推進体制」では、風景づくりの理念や方向性の実現に向けて、計画に定められた施策が適切に実施されるよう、計画の推進体制や考え方を示します。

#### 計画の全体構成

#### . 世田谷の風景づくりの基本的な考え方

第1章 計画の主旨

第2章 世田谷の風景特性

第3章 風景づくりの理念・方向性

#### . 景観法に基づく風景づくり

第4章 建設行為等に関する風景づくり(届出制度)

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木

第6章 景観重要公共施設に関する事項

第7章 屋外広告物の表示に関する事項

#### . 条例等に基づく風景づくり

第8章 公共施設における風景づくり

第9章 協働による風景づくり



. 風景づくりの推進体制

第10章 風景づくりの推進体制

#### (3)計画の期間

本計画は、世田谷区都市整備方針の分野別方針としての整合性を図るため、基本的に概ね 10 年を計画の期間とし、上位計画の変更や風景づくり重点区域の指定などにより必要が生じた場合は、適宜見直しを行います。

#### (4)対象区域

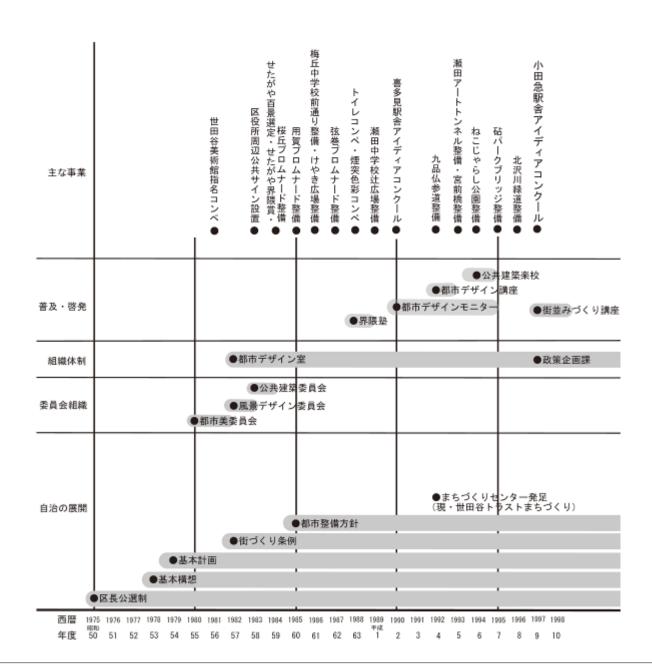
風景づくり計画の対象区域は、世田谷区全域とします。これは法第8条第2項第1号の「景観計画区域」に該当するものです。

# 4.世田谷の風景づくりの取り組み

#### (1)世田谷の風景づくりのあゆみ

世田谷区では、昭和50年の区長公選制復活から、区の特性を活かした区民参加の街づくりを積極的に進めてきています。昭和55年に有識者による都市美委員会を発足、街づくり事業の都市デザインの導入、公共施設のデザインの向上を目指し、調査検討が行われました。この過程の中で、「魅力ある風景づくり」をしていくには、風景は地形・自然、歴史・文化、生活により形成されるものであり、区民や事業者など風景の形成にかかわる主体と区の創意工夫、日々の活動により形成され維持されるものであること(ただ表層の整備を行えばよいのではないこと。また、規制・誘導のみに頼るものではないということ。)を確認します。そこで他の自治体に先駆け、区民参加で公共施設整備を進める手法をとり、また、せたがや百景の選定など、区民が自分たち

#### 世田谷の風景づくりのあゆみ



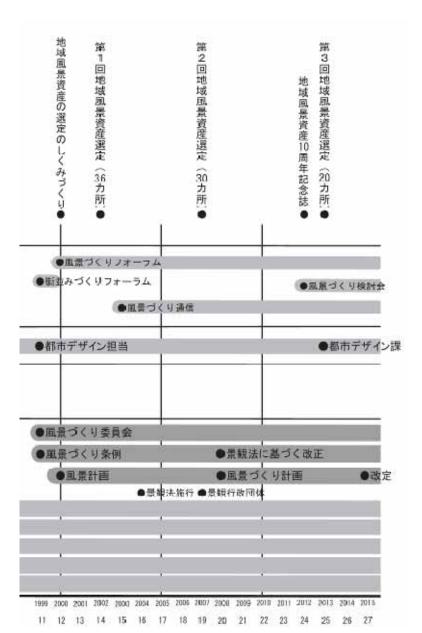
の街や風景を考え、愛着を持ってもらえるよう、普及啓発の取り組みを積極的に進めてきました。

このような取り組みを重ね、区では平成 11 年 3 月に「風景づくり条例」を施行しました。風景づくり条例には、区民、事業者、区のそれぞれの風景づくりの役割を示すとともに、建設行為等の指導誘導のほか、区民の主体的な風景づくりを推進する仕組みとして「地域風景資産の選定\*」や「界わい宣言の登録\*」を位置づけ、区民、事業者、区が協働で風景づくりを推進する意義や仕組みを位置づけます。

その後、景観に対する社会的な関心の高まりを受けて、平成 16 年に景観法が制定され、地方自治体が法に基づき地域独自の良好な景観形成を進められるようになりました。

区では平成 19 年に景観法に基づく景観行政団体となり、「風景づくり計画」を策定し、地域の個性や魅力を高める風景づくりを推進するための事業・施策に取り組んでいます。

\*第9章、関連資料「3.地域風景資産、界わい宣言一覧」参照





地域風景資産選定の様子

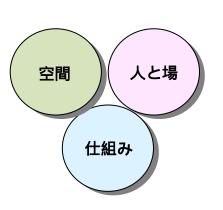


風景づくりに関する冊子など

#### (2) 風景づくりの枠組み

農村から住宅都市への移り変わりの中で形成されてきた現在の世田谷の風景は、人々の生活や営みの積み重ねに起因する割合が高いと言えます。そのため、世田谷における風景づくりでは、単に個々の建築物の更新を図るような表層的なものではなく、地域特性や風景資源を積極的に活かしながら、風景に関わる人や空間・時間を捉えた総合的な作業を進めていく必要があります。

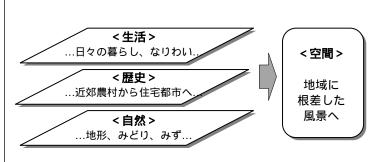
区では、地域特性を活かし魅力的な風景を創り出していくため、『空間』『人と場』『仕組み』の視点から、多角的に風景づくりの取り組みを進めています。



# 空間

#### 自然・歴史・生活の視点を大切にした空間づくり

街の風景は多種多様な要素から成り立ち、それらが重なりあい関係しあうことによってつくりだされています。それらの風景がつくりだされた文脈を、自然・歴史・生活の視点を大切にしながら読み解き、検討を重ねることによって実際の空間に反映し、地域に根差した風景を育んでいくことが大切です。



【風景を読み解く視点】

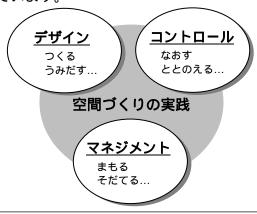


梅ヶ丘駅周辺やさしいまちづくり整備 (公共施設や福祉施設が集まる梅ヶ丘駅周辺では ゆとりある歩道の確保や段差の解消など、誰もが 使いやすい公共施設整備を実施。梅丘中学校の生 徒による「草花タイル」が彩りを添えている。)

## 空間づくりの実践

風景の魅力を高めていくには、それぞれの風景の特性にあわせた空間づくりが必要です。 区では、以下の3つの視点のもと空間づくりを推進しています。

デザイン…「つくる・うみだす」 新たな整備を通じて美しい風景をつくること コントロール…「なおす・ととのえる」 良好な風景を阻害する要因を制御すること マネジメント…「まもる・そだてる」 良好な風景の状況を保つことや、より良い風景として いくために保全・誘導していくこと



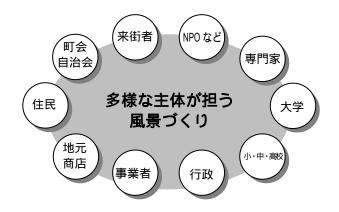
# 人と場

#### 多様な主体の調整や協働の場づくり

風景は、そこに住まう人、働く人、訪れる人、あるいは若者から高齢者まで、多様な人々のかかわりの中でつくられています。

世田谷区の風景づくりにおいては、多様な主体の考えや技術を活かし、また相互の調整を図りながら、それぞれ役割を果たし、協働して取り組むことを大切にしています。







世田谷清掃工場の煙突コンペ (雲の絵が描かれた煙突のデザインは、応募された 1040点のデザイン画の中から採用されました。)

世田谷区風景づくり条例では、風景づくりに関わる区民、事業者、区の責務を明確にし、様々な機会を通じて区民や事業者の参画を得て風景づくりを進めていくことを定めています。

世田谷区風景づくり条例(区民・事業者・区の責務)

# 区民の責務 自らが風景づくりの主体であることを認識し、積極的に風景づくりに努める 事業者の責務 知識、経験等を活用し、 積極的に風景づくりに努める 区の責務 基本的かつ総合的に施策を 策定・実施する 区民・事業者の意見を十分に 反映するよう努める

# 仕組み

#### 風景づくりの様々な目的に対応した仕組み

風景づくりの入口は様々です。区では、一人ひとりが地域の風景に関心を持ち主体的に風景づくりに取り組めるよう、建設行為等に関することから、区民主体の風景づくりの支援、風景づくりの普及・啓発の場づくりなど、風景づくりに関わる様々な機会を捉え、それぞれの目的や取り組みに応じた制度を設けています。

新たな建物の風景を良くしたい 建設行為等の届出(4章) 風景づくりの方針・基準(4章) せたがや風景デザイナーの指導 (4・10章) 自分たちの大切な風景を 自分たちの手で育んでいきたい 地域風景資産の選定(9章)

風景づくりを知りたい、感じたい 風景づくりイベント(9章)

目的に応じた仕組み

風景づくりの考え方や方法

公共空間の風景を良くしたい 公共施設風景づくり指針(8章 景観重要公共施設(6章)

> を学びたい 風景づくりアドバイザー の派遣(9章)

住民同士で地域の風景を守りたい・創りたい 界わい宣言(9章) 界わい形成地区(4章) 景観協定(10章)

地域の風景のシンボルを守りたい 景観重要建造物・樹木(5章)

地区の風景をしっかり守りたい 水と緑の風景軸(4章) 界わい形成地区(4章) 景観地区(10章)

屋外広告物を整えたい 屋外広告物のガイドラ インの策定(7章) 風景づくりを応援したい 景観整備機構(10章)

建設行為等による風景づくり

区民主体の風景づくり

風景づくりの普及・啓発

\* 数字は主に関連する章を示す

# 主体的に風景づくりに取り組む機会の創出